

令和2年7月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和2年7月7日（火）午前9時30分より、臼杵市役所 野津庁舎3階会議室において、会長が7月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員 2番 堀 京子 委員 5番 平山 勝丈 委員 6番 佐藤 幸子 委員 7番 柳井 博之 委員
8番 城野 幸司 委員 9番 陶山 秀明 委員 10番 小橋 勇二 委員 11番 中野 定重 委員

欠席委員

3番 内藤 康弘 委員 4番 藤嶋 祐美 委員

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 長野 政元 次長 首藤 英二 主幹 岩本 武 副主幹

付議議案

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

議案第42号 農業振興地域整備計画の変更について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

会 長 まず、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は3番 内藤 康弘委員、4番 藤嶋 祐美委員が欠席となっており、出席数は10名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号5番 平山 勝丈委員と、議席番号6番 佐藤 幸子委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入ります。
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和2年7月7日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 384㎡ 外14筆 合計6,767㎡ を、贈与のため所有権を移転するものです。

番号 2、畑 217 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

番号 3、畑 624 m² を、農業用機械の置き場として所有権を移転するものです。これにつきましては、農地法施行規則で 200 m²以下の農業用施設となっています。

番号 4、田 45 m² 外 1 筆 合計 212 m² を、耕地の拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3 条申請 4 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思えます。6 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、3 条申請 4 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 私、柳井より、6 月 25 日に実施しました議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせ報告します。

番号 1 の申請地は、生前贈与により所有権を取得するものです。申請地は計 15 筆で、現在水稻や果樹、露地野菜が栽培されています。許可後も引き続き同様の作付けを行っていくとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在果樹や露地野菜が栽培されています。許可後も引き続き同様の作付けを行っていくとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれ

それぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1筆の畑で、機械倉庫が建っています。許可後も引き続き農業用機械の置き場として使用することです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地は1枚の畑になっており、トラクターで耕起するなど適切に管理されています。許可後は露地野菜の栽培を行うことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。地元の推進委員さんからの報告をお願い致します。第9地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の申請地は、生前贈与により所有権を取得するものです。現在、水稻や果樹、露地野菜が栽培され、今後も同様の作付けをすることです。許可については、特に問題はないと思われま

首藤 第2地区推進委員の首藤です。

推進委員 番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現在、果樹や露地野菜が栽培されており、許可後も引き続き同様の作付けを行っていくことです。許可については、特に問題はないと思われま

伊 東 第 23 地区推進委員の伊東です。

推進委員 番号 3 の申請地は、売買により所有権を取得するものです。申請地には機械倉庫が建っており、すでに機械の置き場として使用されています。許可後も引き続き農業用機械の置き場として使用することです。許可については、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 5 ページとなります。

議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 2 年 7 月 7 日 白杵市農業員会 会長 疋田 忠公

6 ページとなります。

番号1、畑 38 m² を、所有権の移転を行い、駐車場として利用するものです。農地の区分は3種農地となっております。この案件については追認となります。

番号2、畑 80 m² を、所有権の移転を行い、駐車場として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。この案件については追認となります。

番号3、畑 550 m² を、所有権移転を行い、一般住宅を建設するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号4、畑 161 m² を、所有権移転を行い、駐車場として利用するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号5、田 820 m² 外1筆 合計907 m² を、所有権移転を行い、建設機械の駐車場及び資材置き場として利用するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請5件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請5件について、ご提案申し上げます。

議長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸私、佐藤より、6月25日に実施しました議案第40号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、所有権を取得し駐車場として利用するものです。

申請地は平成29年に転用され、現在まで駐車場として使用されています。この件について申請者より始末書が提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、所有権を取得し駐車場として利用するものです。

申請地は平成 30 年に転用され、現在まで駐車場として使用されています。この件について申請者より始末書が提出されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号 3 は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号 4 は、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は 1 筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

番号 5 は所有権を取得し、駐車場及び資材置場として利用するものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③から⑩についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。

以上、5 条申請 5 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きます。推進委員さんより報告をお願い致します。

玉田 第 1 地区推進委員の玉田です。

推進委員 番号 1 は、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地はすでに駐車場として使用されています。周囲には特に影響を及ぼす農地も無いので、転用に関しては特に問題はないと思われま

安 東 第5地区、推進委員の安東です。
推進委員 番号3は、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。
申請地は小学校の近くで、現在は草刈り等により管理されています。周辺の農地へも特に影響はなく、問題はないと思われます。

板 井 第6地区推進委員の板井です。
推進委員 番号4は、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。
申請地の上では現在、自宅を建築中で、自宅が事務所を兼ねることから下の畑を駐車場として使用するものです。周囲には特に影響のある農地も無いので、問題はないと思われます。

佐藤政 第8地区推進委員の佐藤です。
推進委員 番号5は、所有権を取得し、駐車場及び資材置場として利用するものです。
申請地は現在草刈り等により管理されています。まわりの農地との間には水路や道路があり、周辺の農業に特に問題はないかと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これより議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 10 ページとなります。

議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 2 年 7 月 7 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次 長 別冊の農用地利用集積計画（第 7 号）「令和 2 年 7 月 7 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和 2 年 6 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。

説明については 1 ページの合計で説明します。

田については、22,415 m² 14 筆、畑については、15,936 m² 18 筆、合計面積は 38,351 m² 32 筆です。

次に貸手、借手ですが、貸し手が 15 名に対しまして、借り手は 12 名となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。

以上、簡単ではございますが、令和 2 年 7 月 7 日公告予定の農用地利用集積計画（第 7 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 42 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次長 11 ページとなります。

議案第 42 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。

令和 2 年 7 月 7 日 白杵市農業員会 会長 足田 忠公

これにつきましては、主管課が農林振興課となりますので、詳細について担当者から説明をしていただきます。

岩本 農林振興課の岩本です。

副主幹 別紙の“農業振興地域の整備計画の変更について”をご覧ください。

今回、農振除外の申請が 4 件ございます。除外後の用途といたしまして、バイオマス発電所用地ということで、箇所番号 1～3 につきましては、通しての説明となります。

箇所番号 1 について、変更理由について説明させていただきます。

変更後の利用者は木質ガス化バイオマス発電所用地として開発を検討しており、さまざまな候補地を検討したものの開発条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものととなります。

当該地の登記地目は“田”であるが、長年耕作者はおらず、現況は雑木・竹林等が繁り、荒廃・荒地化した状態であります。隣接農地も同様の状況であり、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられます。

箇所番号2、箇所番号3も箇所番号1と同じ理由となっておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、箇所番号4について、変更理由を説明させていただきます。

変更後は、資材及び建設機械置き場としての利用を計画しており、さまざまな候補地を検討したものの条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものです。当該地の登記地目は“畑および田”であるが、長年耕作者はおらず、現況は雑木・竹林等が繁り、荒廃・荒地化した状態にあります。隣接農地も同様の状況であり、今後も集団的な農地利用が見込めないものと認められ、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられます。

私からの説明は以上であります。

議長 それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の板井推進委員さんより報告をお願い致します。

板井 第6地区の板井です。

推進委員 昨日、担当者と現地調査を行ってまいりました。申請地は長年耕作者がおらず、すでに荒廃した状態でありますので、隣接地も同様の状況であります。今後も集団的な農地利用が見込めないものと考えられます。転用予定者は、バイオマス発電の転用計画を予定しており、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。

箇所4も箇所1～3とほぼ同じ場所にあり、同様です。転用者は、資材及び建設機械置き場として土地の利用を計画しており、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。

議長 ひとついいですか。今回、点々と開発されているみたいですが、全体でどれくらいの面積になるのですか。

岩本 開発面積が、バイオマス発電所用地で7,301㎡となっております。

副主幹

小 橋 近くに家はないのですか。
副会長

首 藤 近くには養護学校がありますが、現地は山の中です。
主 幹

議 長 わかりました。他に質問はありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 42 号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。